

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第 8 条第 2 項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

平成20年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）。ただし、岩手県内の芸術文化活動団体、学校及び特定非営利活動法人が大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の 6 割に相当する額
- 2 1 により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表 1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9 時か ら 12 時 まで	13 時か ら 17 時 まで	17 時 30 分から 21 時 30 分まで	9 時か ら 17 時 まで	13 時か ら 21 時 30 分ま で	9 時か ら 21 時 30 分ま で	
大 ホール	円 6,000	円 15,000	円 18,000	円 21,000	円 24,000	円 27,000	1 暖房料（特別室、応接室又はギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の 5 割に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 に使用する場合においては、普通利用料金の 2 割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が 1 人当たり 500 円未満の場合を除く。）を徴収する場合にお いては、普通利用料金の額の 5 割に相当する 額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により 21 時 30 分を超えて 使用した場合においては、超過時間が 30 分以 上 1 時間未満のときは普通利用料金及び暖房 料の額の合算額の 3 割に相当する額、1 時間 以上のときは普通利用料金及び暖房料の額の 合算額の 5 割に相当する額を別に徴収する。
11 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
12 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
13 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
14 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
15 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
16 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
17 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
18 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
21 号室	2,000	3,100	4,800	5,100	5,900	6,900	
22 号室	880	1,170	1,630	2,050	2,110	2,590	
23 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
24 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
25 号室	600	880	1,170	1,480	1,570	1,870	
26 号室	2,100	3,500	5,200	5,600	6,600	7,600	
特別室 (夏季)	1,140	1,520	2,110	2,660	2,740	3,360	
特別室 (冬季)	1,710	2,280	3,160	3,990	4,110	5,040	
応接室 (夏季)	780	1,140	1,520	1,920	2,040	2,430	
応接室 (冬季)	1,170	1,710	2,280	2,880	3,060	3,640	
ギャラリ ー	730	1,070	1,460	1,800	1,900	2,280	

備考1 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

2 「夏季」とは、4月21日から10月25日までをいい、「冬季」とは、10月26日から翌年4月20日までをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区分			単位	附属の設備の利用料金					
				9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
附属の設備	舞台設備	銀びょうぶ	1組 (7双)	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 2,990	円 2,990	円 4,490
		テーブル掛	1枚	70	70	70	140	140	220
		取外し机	1脚	30	30	30	60	60	90
		普通いす	1脚	30	30	30	60	60	90
		平台	1枚	100	100	100	210	210	320
		演台	1台	340	340	340	670	670	1,000
		譜面台	1台	30	30	30	60	60	90
		指揮台	1個	30	30	30	60	60	90
		上敷	1組 (5枚)	360	360	360	710	710	1,070
		扇風機	1台	360	450	450	810	900	1,260
	水平幕	1張	510	510	510	1,030	1,030	1,540	
	照明設備	ボーダーライト(第1)	1式	590	890	890	1,490	1,780	2,380
		ボーダーライト(第2)	1式	570	650	650	1,220	1,300	1,880
		水平ライト	1式	570	650	650	1,220	1,300	1,880
		ロー水平ライト	1式	550	650	650	1,220	1,300	1,860
		アークピンスポットライト	1台	2,140	2,610	2,610	4,770	5,240	7,380
		ロングスポットライト(1.5キロワット)	1台	1,250	1,500	1,500	2,750	2,990	4,240
		プロジェクタースポットライト(1.5キロワット)	1台	1,180	1,410	1,410	2,590	2,830	4,010
		ピンスポットライト(1キロワット)	1台	650	780	780	1,420	1,550	2,190
		スポットライト(1キロワット)	1台	650	780	780	1,420	1,550	2,190
スポットライト(500ワット)		1台	350	410	410	760	820	1,160	
ミラーボール	1式	510	580	580	1,100	1,170	1,680		
放送	大型拡声器(マイクロホン2本付き)	1式	1,370	1,680	1,680	3,050	3,370	4,750	
	マイクロホン	1本	310	360	360	660	710	1,010	

設備	ワイヤレスアンプ（マイクロホン2本付き）	1式	1,370	1,600	1,600	2,970	3,200	4,570
	レコードプレーヤー	1台	360	450	450	810	900	1,260
	テープレコーダー	1台	1,370	1,600	1,600	2,970	3,200	4,570
その他の設備	スクリーン（大ホール）	1張	1,000	1,000	1,000	2,010	2,010	3,010
	スクリーン（会議室）	1台	200	200	200	400	400	600
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は9,050円、4時間を超え10時間以内の場合は12,840円、10時間を超える場合は16,660円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は2,870円、4時間を超え10時間以内の場合は4,150円、10時間を超える場合は5,600円					
電気料		1kwhまでごとに	30円					

3 利用料金の適用年月日

平成20年4月1日